

注記事項

〔重要な会計方針〕

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成30年9月3日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」（平成31年3月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

1. 業務収益の認識基準

役務提供完了基準によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な固定資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～50年
構築物	5～32年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	4～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアの耐用年数については、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、内規に基づき自己都合退職期末要支給額の100%を計上しております。

(2) 賞与引当金及び見積額の計上基準

役職員に対する賞与の支給に充てるため、支給見積額の当期負担額を計上しております。

4. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法によっております。

5. 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

[表示方法の変更]

1. 純資産の部の表示方法の変更

損益外減価償却累計額、損益外減損損失累計額について、前事業年度まで資本剰余金の控除項目として表示しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、その他行政コスト累計額の減価償却相当累計額、減損損失相当累計額として表示しております。

損益外除売却差額相当額について、前事業年度まで資本剰余金に含めて表示しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、その他行政コスト累計額の除売却差額相当累計額として表示しております。

損益外除売却差額相当額について表示方法を変更したことにより、資本剰余金の当期首残高が240,464,496円増加し、除売却差額相当累計額の当期首残高が240,464,496円減少しております。

[貸借対照表関係]

1. その他行政コスト累計額のうち、出資財源資産に係る金額

その他行政コスト累計額のうち、独立行政法人に対する出資を財源に取得した資産に係る金額 △948,443,616円

2. 減損会計

・減損の兆候

減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用途	場所	種類	帳簿価額	補足
講師寄宿舎	東京都目黒区駒場	建物	30,820,154円	(注1、2)
		構築物	160,569円	(注1、2)
		土地	416,000,000円	(注2)

(注1)

・認められた兆候の概要

当該固定資産の稼働率が取得時の想定と比べて低下しているため減損の兆候を認めております。

・減損の認識の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認められた理由
講師寄宿舎については、建物、構築物からなり、建物と補完的な関係を有する構築物（囲障等）であることから、一体としてそのサービスを提供するものと認められたため、減損の判定にあたっては一体として行っております。

・減損の認識に至らなかった根拠

当該固定資産は経常的な保守管理を行い、使用目的に従った機能を現有しており、宿泊施設として使用していくため、減損を認識しておりません。

(注2)

・使用しなくなる日

令和2年9月30日

・使用しないという決定を行った経緯及び理由

講師寄宿舎については、収支の改善及び利用率の向上が困難であると共に、築38年が経過し、設備の老朽化が進んでいることから、令和2年2月末において、令和2年9月30日をもって施設の廃止を決定しております。

・将来使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込み額

用途	場所	種類	帳簿価額の見込額	回収可能サービス価額の見込額	減損額の見込額
講師寄宿舎	東京都目黒区駒場	建物	60円	60円	-円
		構築物	11円	11円	-円
		土地	416,000,000円	649,570,000	-円

建物、構築物の使用しなくなる日における回収可能サービス価額の見込額については、売却の見込みがなく、今後の使用見込みがないことから、備忘価額1円としております。

また、土地の使用しなくなる日における回収可能サービス価額の見込み額については、正味売却可能価額により算定しております。

[行政コスト計算書関係]

1. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	12,719,955,928円
自己収入等	△11,251,446,413円
法人税等及び国庫納付額	0円
機会費用	556,446円

独立行政法人の業務運営に関して

国民の負担に帰せられるコスト 1,469,065,961円

2. 機会費用の計上方法

- (1) 政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率
10年利付国債の令和2年3月末利回りを参考に0.005%で計算しております。

[金融商品の時価等に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用は短期的な預金（譲渡性預金含む）に限定しております。また、検定料収入等、自己収入により実施事業の財源の手当てを行っております。

未収債権等に関わる信用リスクは、独立行政法人大学入試センター会計規則等に沿ってリスク低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,210	3,210	—
(2) 業務未払金	(1,451)	(1,451)	(—)

(注) 負債に計上されているものは、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(2) 業務未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

[損益計算書関係]

1. 臨時損失に計上されている検定料等免除費

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び、同震災により被害を受けた福島第一原子力発電所事故により被災した令和2年度大学入試センター試験志願者への救済措置として、申請に基づき検定料及び成績通知手数料について、免除したことによるものです。

[退職給付に係る注記]

1. 採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。当該制度では、給付と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	837,543,619円
退職給付費用	62,817,040円
転入・転出に係る増減額	-29,332,996円
退職給付の支払額	<u>-26,332,925円</u>
期末における退職給付引当金	<u>844,694,738円</u>

(2) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	62,817,040円
----------------	-------------

[キャッシュ・フロー計算書関係]

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	3,209,921,763円
資金期末残高	3,209,921,763円

2. 重要な非資金取引

寄附によるもの

機器・物品費	1,346,770円
--------	------------

〔重要な債務負担行為〕

1. 偶発債務

令和3年度大学入学共通テストから導入する予定となっていた記述式問題の採点業務に関連する契約を令和元年9月に6,160,943,470円で締結しましたが、導入が見送られる判断が令和元年12月に発表されたため、令和2年1月に契約を解約いたしました。

解約に伴う損害賠償の額については、協議中であり確定しておりません。